

20220114-1【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 93：一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ）（2022 年 1 月 13 日発表）

【ポイント】

- 1月13日、フィリピン政府は、1月16日から1月31日までの地域・都市の警戒レベルを発表しました。
- これにより、ビサヤ地域では、シキホール州が警戒レベル2に、その他の地域が警戒レベル3に置かれます。

【本文】

1 1月13日、フィリピン政府は新たに IATF 決議 157 号-A を発出し、1月16日から1月31日までの地域・都市の警戒レベルを発表しました。

2 ビサヤ地域については以下のとおりとなります。

(1) 警戒レベル3

- ・地域 6（西ビサヤ地域）：イロイロ市、イロイロ州、バコロド市、西ネグロス州、ア克蘭州、カビズ州、アンターケ州、ギマラス州
- ・地域 7（中部ビサヤ地域）：セブ市、マンダウエ市、ラプラプ市、ボホール州、セブ州、東ネグロス州
- ・地域 8（東ビサヤ地域）：オルモック市、タクロバン市、ビリラン州、東サマル州、レイテ州、北サマル州、南レイテ州、西サマル州

(2) 警戒レベル2

- ・地域 7（中央ビサヤ地域）：シキホール州

3 ビサヤ地域以外の地域・都市及び決議の詳細に関しては、以下の発表にてご確認ください。

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 157-A 号：一部地域・都市の警戒レベルの再変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220113-IATF-157A-RRD.pdf>

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ（本登録）」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

- 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)